

愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質 総量削減計画の改定について

1 基本方針の変更

- 平成 23 年 3 月 25 日に、「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の変更が閣議決定され、対策地域内における新たな目標が示された。
- この基本方針の変更を受け、平成 15 年 7 月に策定した「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を改定する。

2 変更内容の比較

(1) 目標

	現在の基本方針 (平成 23 年 3 月 25 日閣議決定)	総量削減計画策定時の基本方針 (平成 14 年 4 月 2 日閣議決定)
目標年度	○平成 32 年度	○平成 22 年度
目標	○対策地域において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。 ○平成 27 年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。	○対策地域において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をおおむね達成する。

(2) 総量の削減のための施策に関する基本的事項

ア 総量削減計画の策定に関する基本的事項

	現在の基本方針 (平成 23 年 3 月 25 日閣議決定)	総量削減計画策定時の基本方針 (平成 14 年 4 月 2 日閣議決定)
中間目標の設定	○対策地域において、平成 27 年度までに達成すべき自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減目標量についても定める。	○目標の着実な達成に向けた施策の進行管理に資するため、対策地域において、平成 17 年度までに達成すべき自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減目標量についても定める。

イ 総量の削減のための施策に関する基本的事項

No.	現在の基本方針 (平成 23 年 3 月 25 日閣議決定)	総量削減計画策定時の基本方針 (平成 14 年 4 月 2 日閣議決定)
1	自動車環境対策の強化等	自動車環境対策の強化等
2	車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進	車種規制の実施等
3	低公害車の普及促進	低公害車の普及促進
4	エコドライブの普及促進	—
5	交通需要の調整・低減	交通需要の調整・低減
6	交通流対策の推進	交通流対策の推進
7	局地汚染対策の推進	局地汚染対策の推進
8	普及啓発活動の推進	普及啓発活動の推進

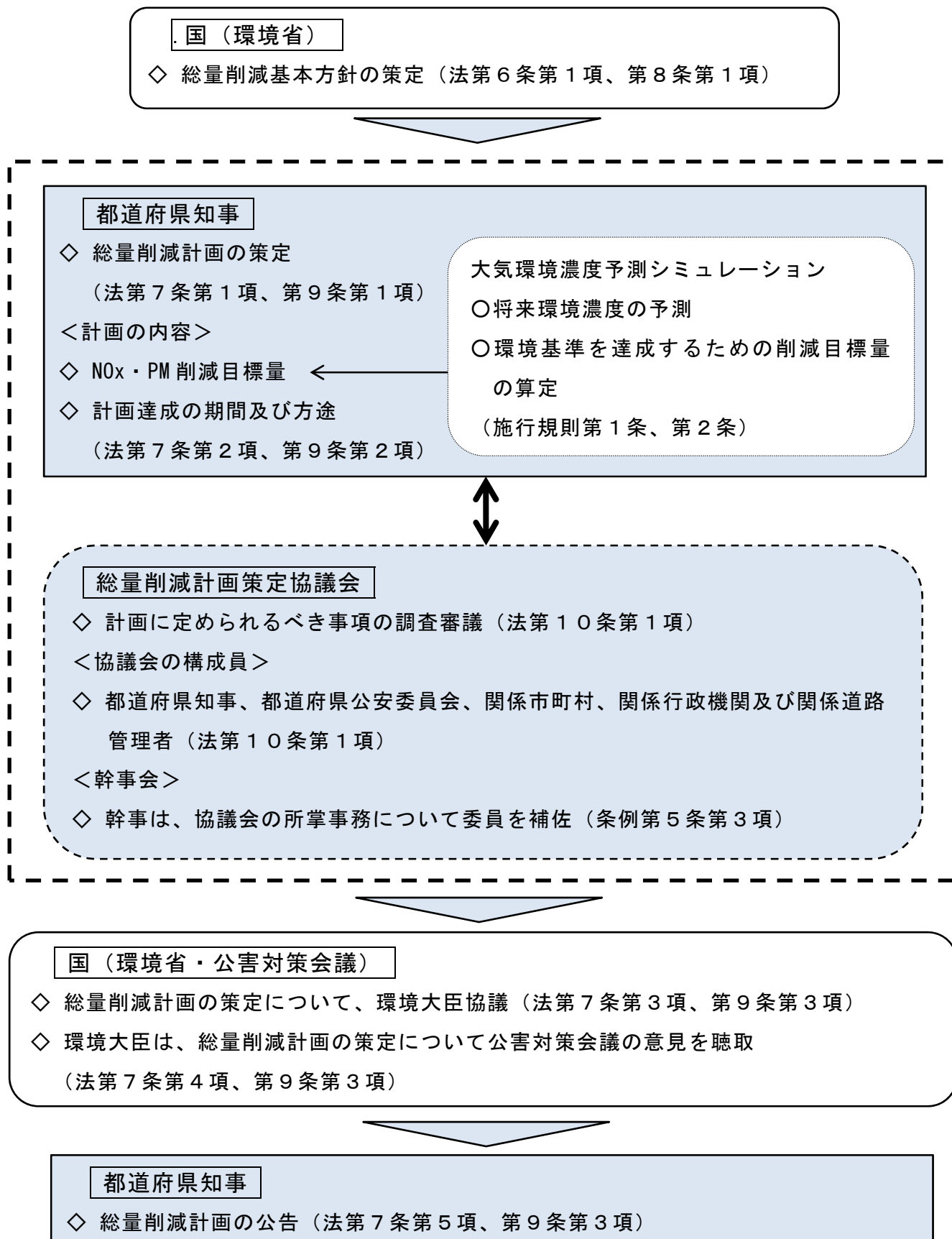
ウ 重点対策地区の指定に関する基本的事項

現在の基本方針 (平成 23 年 3 月 25 日閣議決定)	総量削減計画策定時の基本方針 (平成 14 年 4 月 2 日閣議決定)
○対策地域内で、長期にわたり二酸化窒素又は浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されない地区又はこれに準じる地区で、窒素酸化物重点対策又は粒子状物質重点対策を実施することが特に必要である地区を指定する。	—

(3) その他重要事項

No.	現在の基本方針 (平成 23 年 3 月 25 日閣議決定)	総量削減計画策定時の基本方針 (平成 14 年 4 月 2 日閣議決定)
1	関係者間の連携	地方公共団体間の連携
2	総量削減計画の進行管理	総量削減計画の進行管理
3	調査研究	調査研究
4	地球温暖化対策との連携	—

3 総量削減計画改定手続きの流れ



（凡例）

法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
施行規則：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則

総量削減基本方針：自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針

条例：愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例

【 参 考 】

自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質 の総量の削減に関する基本方針（抄）

第1 対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に 関する目標

窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」という。）においては、自動車交通の集中、増大等に伴って、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気汚染が厳しい状況にあることに鑑み、対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質（以下「自動車排出窒素酸化物等」という。）の削減に係る各種の対策を、国、地方公共団体、事業者及び国民の緊密な協力の下で本基本方針等にとり総合的かつ強力で推進していくこと等により、対策地域において、二酸化窒素については平成 32 年度までに二酸化窒素に係る大気環境基準（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）を確保すること、浮遊粒子状物質については平成 32 年度までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、浮遊粒子状物質に係る大気環境基準（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）を確保することを目標とする。

ただし、平成 27 年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。